

## 法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

|                      |  |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名<br>（電話番号） | 建設局下水道河川部水環境課（水質管理担当）<br>(06-6615-7525)  |
| 措置実施課（担当）名<br>（電話番号） | 同上   |
| 事務の名称                | 水質汚濁防止法による工場排水規制事務   |
| 事務の概要                | 水質汚濁防止法第2条第2項の政令で定める施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水を排出する者に対して排出の規制指導等を行う（以下、水質汚濁防止法第2条第2項の政令で定める施設を「特定施設」といい、特定施設を設置する工場又は事業場を「特定事業場」（ただし、下水処理場を除く。）という。また、特定事業場から公共用水域に排出される水を「排水」という。）。   |
| 措置の実施基準等             | <p>1. 法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1. (1) の措置を講じる基準</p> <p>水質汚濁防止法に基づき環境省令等で定める排水基準に適合しない排水が排出され、その原因となっている特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法の改善指導を行ったにもかかわらず改善されないと本市が認めた場合</p> <p>○水質汚濁防止法第3条第1項の規定により定められた排水基準は、「排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）」のとおり。<br/>・法令データ提供システム (<a href="http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi">http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</a>) 参照</p> <p>○水質汚濁防止法第3条第3項の規定により定められた排水基準は、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年3月31日大阪府条例第8号）」のとおり。<br/>・大阪府例規集 (<a href="http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html">http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html</a>) 参照</p> |
|                      | <p>1. (1) の措置の内容</p> <p>特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法の改善又は当該特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を講ずるよう命令を行う。</p>   |
|                      | <p>1. (2) の措置を講じる基準</p> <p>1. (2) の措置の内容</p>   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | <p>2. 法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2. (1) の措置を講じる基準及び内容</p> <p>特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方の改善又は当該特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を講ずる命令に従わない場合は、刑事訴訟法第239条により告発する。<br/>(水質汚濁防止法第30条により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)</p> |
| <p>根拠法令等<br/>及び条項</p> | <p>水質汚濁防止法<br/>第3条<br/>第12条<br/>第13条<br/>第30条</p> <p>排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）</p> <p>水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年3月31日大阪府条例第8号）</p>  |
| <p>備考</p>             |   |